

水素・次世代エネルギー研究会規約

(名 称)

第1条 本研究会は、「水素・次世代エネルギー研究会（以下「研究会」という。）」と称する。

(目 的)

第2条 研究会は、水素・次世代エネルギーの利活用社会の実現に向けて、産学官の連携により、地域に新たな産業の創出を図ることを目的とする。

(活 動)

第3条 研究会は、前条に掲げる目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 水素・次世代エネルギーの利用開発に関する講演会、懇話会の開催
- (2) 会員のニーズ、シーズに基づいた、調査・実験、研究・開発等の活動
- (3) その他、研究会の目的を達成するために必要な事項

(会 員)

第4条 研究会は、第2条の目的に賛同する企業・大学・公設試験研究機関・関係団体及び行政機関等をもって会員とする。

- 2 研究会は、新規会員の受入れを随時行う。

(運営委員)

第5条 研究会に次の運営委員を置く。

広島大学A-ESG科学技術研究センター、中国経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課、一般社団法人中国経済連合会、広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課、公益財団法人広島市産業振興センター、公益財団法人中国地域創造研究センター、東広島市産業部産業振興課

(組 織)

第6条 研究会に運営委員会を置く。

- 2 運営委員会は、運営委員で構成する。
- 3 運営委員長は、運営委員の互選による。
- 4 運営委員会は、運営委員長が必要と認めたとき、随時開催することとする。
- 5 運営委員会は、運営委員長が招集する。
- 6 運営委員会は、第3条に定める活動を遂行するために必要な事項について協議・決定する。
- 7 特定分野に係る事業化等を促進するため、必要に応じ、参与会を置くことができる。
- 8 運営委員長の任期は3年とする。ただし留任をさまたげない。

(守秘義務)

第7条 研究会の会員は、研究会の活動で知り得た情報並びに他会員の秘密（個人名も含む）を厳守しなければならない。

(事務局)

第8条 広島大学A-ESG科学技術研究センター、中国経済産業局資源エネルギー環境部エネルギー対策課、一般社団法人中国経済連合会、広島市経済観光局産業振興部ものづくり支援課、公益財団法人広島市産業振興センター、公益財団法人中国地域創造研究センター、東広島市産業部産業振興課が共同して事務局の任務にあたる。

2 研究会の広報活動は、事務局を窓口として実施するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、研究会に必要な事項は別途定める。

付 則 この規約は、令和4年4月1日 から施行する。